

精華町人権センター施設警備業務委託 仕様書

1 目的

精華町人権センター（交流会館・児童館）において施設管理上防犯措置が必要であり、安全・安心な環境を維持した上で施設を運営し、万一の際にも、異常を早期に発見・通報し、被害の発生及び拡大を防止するため。

2 適用範囲

この仕様書は、精華町（以下「発注者」という。）において、警備業者（以下「受注者」という。）が受託する精華町人権センター（交流会館・児童館）の施設警備業務委託に適用する。

3 委託業務の名称

精華町人権センター施設警備業務委託

4 委託業務の場所

京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃 5 番地及び 6 番地 1

5 履行期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日まで
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

6 業務

（1）警備の対象

精華町人権センター(交流会館・児童館) 敷地面積：1578.99 m²

延床面積：1084.03 m²

建物構造：鉄筋コンクリート 2 階建

※本施設警備業務の対象施設は、精華町人権センターの内、「交流会館」、「児童館」（「教育集会所）を含む）とする。（別紙図面参照）

（2）警備方式

精華町人権センター（交流会館・児童館）（以下「人権センター」という。）の警備業務を、機械警備により行うものとする。

機械警備業務とは、警備業法第 2 条第 5 項に定義されるもので、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置（以下「警備装置」という。）が感知した信号を受注者の基地局に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(3) 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

(ア) 警備装置

警備装置の機能及び警戒区域は、次に掲げるものとする。

- ①施設のドア等の破損及び開閉を感知する機能
- ②空間内における発熱体や赤外線の遮断等を感知する機能
- ③火災発生を感知する機能（警戒区域：人権センター内）
- ④機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ⑤警備の開始、解除の操作を行う機能
- ⑥基地局に異常等の信号を送信する機能

(イ) 警備責任時間

原則として、警備装置を開始（セット時）した時点より警備装置のセットが解除された時点までとする。

ただし、前号「(ア) ③火災発生を感知する機能」については、常時対応すること。

(ウ) 業務内容

- ①基地局において人権センター内への侵入や破壊行為等不法行為の発生及びその他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。

なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

- ・現場に応じた緊急措置
- ・職員ならびに施設管理担当者への連絡
- ・基地局への連絡
- ・警察、消防署等への通報

- ②警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに発注者に通報するものとする。

- ③警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた「京都府機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間（25分以内）を限度とし、現場に急行するものとする。

(4) 警備装置の仕様及び留意事項

- ①警備装置は、受注者の所有に属する。
- ②別紙図面上に記載されている箇所に機械（コントローラー及びマグネットセンサー、空間センサー等）を設置すること。
- ③入退出については、交流会館及び児童館の玄関とし、カードキーやマイクロチップ等で警備装置の開始・解除を行える仕様とすること。

- ④警備装置の開始・解除を鍵もしくはカードキーやマイクロチップ等で行う場合は、人権センターの運営に支障が生じない数量を用意すること。(現行契約時 9 枚発行)
- ⑤自動通報装置は、停電時に蓄電池等によるバックアップ機能を有すること。
- ⑥火災信号は、既設の自動火災報知設備受信基盤より出力される火災一斉警報を通信回線を使用し、基地局へ自動送信できるようにすること。
- ⑦人権センターの改修等により、既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合は、発注者は事前に受注者へ通知するものとし、当該工事費は発注者・受託者協議の上、定めるものとする。

7 警備装置等の設置、取替、変更、撤去及び保守・点検

(1) 設置

- ①新たな契約を締結するにあたっては、警備機器の新規設置工事が伴うものとする。
ただし、当施設には既に機械警備が導入されており、現行設置機器を引き続き使用できる場合はその限りではない。
- ②本業務を行うために使用する通信回線については、発注者名義の電話回線等により、受注者基地局より監視できるシステムにより警備を行うこと。
- ③警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は、全て受注者の負担とする。
ただし、警備に必要な機器類の電気使用料については、発注者の負担とする。
- ④警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合は、受注者の負担により速やかに修復を行うものとする。

(2) 取り替え

発注者は履行開始後、受注者の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合は、受注者の負担により、機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

(3) 変更

受注者の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに施設管理担当者と協議の上で、受注者の負担により取り替えるものとする。

(4) 撤去

履行期間終了後は、受注者が警備装置を撤去するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。

(5) 保守・点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

8 調査

警備装置設置箇所については、添付された図面で確認することとするが、事前に下見調査が必要な場合は、あらかじめ精華町役場住民部人権啓発課人権センターへ連絡し、指示を仰ぐこと。

その上で、訪問する日程等の調整を行うこと。

また、訪問する際には、受注者が京都府公安委員会に届け出ている服装を着用し、社員証を携帯するとともに、担当者の指示により行動すること。

9 警備装置の取扱説明

警備装置設置後は、速やかに担当者と日程等の調整を行い、適切な警備が遂行出来るよう職員を対象に取扱説明をすること。

10 準備期間

警備装置設置、取扱説明及び担当者と連絡調整等については準備期間とし、契約締結日から令和7年6月30日までとする。

また、警備装置設置の際は、現在の受託業者と調整を行い、機器設置や引き継ぎを行うこと。

なお、引き継ぎにあたって、機械警備による監視が滞ることのないよう、誠意をもって協力すること。

11 損害賠償

受注者は、警備実施中に受注者の過失により、発注者及び利用者（精華町人権センターを利用する全ての者）に損害を与えた場合は、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。

ただし、賠償限度額は、1事故につき対人賠償・対物賠償合わせて10億円也とし、次の事項については免責とする。

- （1）天災地変等その他不可抗力による場合。
- （2）警備装置が正常に作動したにも関わらず、受注者の責任とならない理由で、通信が行われない状態にあったことによる場合。
- （3）発注者の責任となる理由により、警備装置が正常に作動しなかった場合。

12 提出書類等

受注者は警備業務の履行にあたり、警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

- （1）業務計画書

受注者は警備業務の履行にあたり、施設管理の担当者と協議の上で作成し、次の事項を記載す

ること。

①本警備委託の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制等が分かる緊急連絡系統図

②警備装置の設置箇所、種類及び仕様、配置図等の警備計画

③基地局又は待機所から人権センターまでの路程及び移動時間

④その他施設管理担当者が指定した事項

(2) 人権センターに入退出する警備員の名簿

(3) 業務報告書

各月の警備業務の提供が完了したときは、異常発生の有無が分かる「機械警備報告書」、異常発生により出動した際には、その報告書を併せて翌月の7日までに提出するものとする。

13 鍵の預託

警備上必要な鍵又はカードキーは、発注者・受注者相互に預託するものとし、善良な注意をもって管理を行うものとする。

なお、履行期間終了後については、双方とも速やかに返却を行うものとする。

14 支払方法

発注者は、その月の業務終了後に受注者から提出される上記12-(3)の報告書を確認し、事実に相違ないと認めたときは、速やかに受注者に対し請求のあった委託料を支払うものとする。

15 再委託の禁止

受託者は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

16 契約解除

発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(4) 履行期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。

(5) その他契約条項に違反したとき。

17 長期継続契約の特記事項

長期継続契約に伴い、特記事項として次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者は翌年度以降において、委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により発注者が本契約を解除した場合において、発注者が翌年度以降の支払いを予定していた委託料を受注者は請求することはできない。
- (3) 受注者は(1)の規定により発注者が本契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

18 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

(1/1)

[illegible]





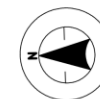
非常通報用警報機器使用条件			
常設	個	移動式	
移動式有効エリア			

2002. 08



非常通報用警報機器使用条件			
常設	信	移動式	1
移動式有効エリア			

2002. 08



非常通報用警報機器使用条件		
常設	個	移動式
移動式有効エリア		

2002. 08



非常通報用警報機器使用条件		
常設	個	移動式
移動式有効エリア		

2002. 08